

と き 平成15年3月3日(月)

ところ 農林水産省第2特別会議室

第8回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

生産局総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会の第8回の農業分科会を開催させていただきたいと存じます。私、生産局総務課長の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、今回改選等ございましたけれども、引き続き委員、あるいは新しく委員をお引き受け下さしまして、心から感謝申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。独立行政法人の効果的効率的な業務実施のために、この2年間、いろいろとご指導ご鞭撻をいただければというふうにお願ひ申し上げます。

なお、本日は委員改選後の初めての会議でございますので、座長が選出されるまでの間、私が司会進行させていただきたいと存じます。それでは、失礼ですけれども、座って進行させていただきます。

まず初めに委員、専門委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。そちらの方でございますけれども、井上委員でございます。

小林委員でございます。

坂本委員でございます。

鈴木委員でございます。

手島委員でございます。

徳江委員でございます。

それから、新しく委員になっていただきました夏目委員でございます。

間委員でございます。

松本委員でございます。

それから、専門委員の方でございますけれども、菊池専門委員は、ご出席というご連絡をいただいておりますが、若干遅れておられます。

高橋英三専門委員でございます。

武田専門委員でございます。

土居専門委員でございます。

長尾専門委員につきましても、ご出席いただけるというご連絡でございますが、若干遅れておられます。

日和佐専門委員でございます。

深見専門委員でございます。

松井専門委員でございます。

今、お見えでございますけれども、長尾専門委員でございます。

このほか、本日ご都合によりご欠席の委員といたしまして、高橋専門委員、田嶋専門委員、佛田専門委員、守田専門委員がおられます。

本日は委員の方9名中、全員ご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項の規定に基づきまして定足数を満たしております。分科会の会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。配付資料一覧がございますけれども、最初に会次第がございます。資料1が委員名簿でございます。資料2が14年度実績評価の進め方について(案)と書いてございます。資料3でございますけれども、中期目標等の改正について(案)という1枚紙と、枝番がついておりまして、3-1、3-2-1、3-2-2とございます。それから、資料4で独立行政法人家畜改良センターの目的積立金の報告でございます。資料5、1枚紙でございますが、平成15年10月に設立される独立行政法人の担当分科会についてというものでございます。資料6が、横長の若干厚めの資料でございますが、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対処方針というものでございます。それから、資料番号を振っておりませんが、縦長2枚紙で、独立行政法人農業者大学校の役員給与規定の一部改正の訂正という資料が配付されております。資料、抜けていたりするものがございましたら、お申しつけいただければと存じます。よろしゅうございますか。

それでは、本日最初の議題でございます。まず農業分科会の分科会長の選出をお願いしたいと存じます。選出の方法につきましては、独立行政法人評価委員会令によりまして、委員の方々の互選となっておりますが、いかがすればよろしいか、ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

徳江委員 先ほどの評価委員会で委員長をお引き受けいただきました松本委員ですけれども、兼任となりますけれども、この分科会の会長をお願いしたいと思ひます。いかがでございますか。

生産局総務課長 今、徳江委員から松本委員に、引き続き会長をお願いしたらどうかという提案がございましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

生産局総務課長 それでは、御異議がないということでございますので、そうさせていただきますと存じます。

それでは、議事進行、今後は松本分科会長をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひい

たします。それでは、松本委員、よろしく申し上げます。

松本分科会長 分科会の会長という大変大きな役を仰せつかりました松本でございます。滅多に引いたことのない風邪をこじらせまして、大変お聞き苦しい声になっておりますが、一生懸命努めますので、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、これから私の方で議事進行を務めさせていただきますけれども、まず初めに農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定によりまして、分科会長の職務を代理する委員については、分科会長があらかじめ指名せよということになっておりますので、私の方から指名させていただきますと思います。分科会長代理は、坂本委員にお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。2つ目の議題は、平成14年度の業務実績評価の進め方についてでございます。事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 資料2をご参照いただきたいと存じます。平成14年度の業務の実績評価の進め方でございますけれども、基本的には昨年と同じようなやり方と考えておりますが、1つご了解いただきたいことがございまして、昨年におきましては、大体9月ごろを目途に取りまとめいただいたわけでございますけれども、実は昨年7月に総理と各省の評価委員会委員長との懇談、あるいは全体の独立行政法人の評価の取りまとめをやっております総務省の方から、若干早めて実施をしたらどうかというご指摘がございました。基本的には役所でございますので、大体次の年の予算が8月ぐらいにまとまるということもあり、8月ごろを目途に評価をしてほしいということがございましたので、大変分厚い資料等をチェックしていただいたり、ご議論いただくということで、大変申しわけございませんけれども、事務方といたしましては、8月ぐらいを目途に作業を進めていただきたいと考えてございます。

具体的には、そこに書いてございますように、手順といたしましては、1に書いてございますように、13年度評価作業の結果なり、これはまた後で資料をつけておりますけれども、総務省の評価委員会、これは全省的な評価委員会、それぞれやっておりますものについて全省的な取りまとめ、あるいは横並びを見て調整するという機能を持たされているわけですが、そこからいろいろ指摘なり、要望事項が来ております。この2つを念頭に置きながら、まず評価基準を決めていただく。これも具体的には昨年と同様でございますけれども、法人ごとにプロジェクトチームを設置して検討していただくということでどうかと考えております。また、プロジェクトチームの構成については、次の紙に書いてございますけれども、基本的には去年と同様ということでどうかと考えております。

なお、新しく参加されます夏目委員につきましては、農林水産消費技術センターを担当するチームに入っていただければと考えております。

それから、評価作業の進め方でございますけれども、効率的効果的に評価を実施するという観点から、先ほど申しましたように、プロジェクトチームごとに評価をしていただくということでどうかと考えております。具体的には3月中旬から5月中旬ぐらいに評価基準の見直しについてご議論いただき、中旬ぐらいに評価基準の取りまとめ、それから14年度の業務実績の説明をできれば各法人からさせていただきたいと考えております。

その後、5月中旬から7月ぐらいにかけまして、それぞれのプロジェクトチームで検討していただき、取りまとめを7月末から8月上旬ぐらいにやるということをお願いできないかと考えております。

なお、ご案内のとおり、独立行政法人から財務諸表なり正式な業務実績報告書が正式に提出されるのは、6月末に法律的にはなっておりますので、実際最後の締めを8月と早めると、なかなか実質的に7月の1カ月ぐらいで膨大な作業をやっていただくということで、非常にご負担もありますので、お許しいただければ、財務諸表はなかなか難しいかもしれませんが、業務実績関係等々、ある程度説明できるものにつきましては、正式な6月末以前の段階でご説明をさせていただくということで進めさせていただきたいと考えております。

なかなか便宜的な措置で非常に申しわけないのですが、こういったことで進めることについてご理解を賜りたいと存じます。

事務局の説明は以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして、質問を受けます。どうぞ。ございませんか。

ご意見がございませんので、当分科会といたしましては、この方向で了承するという事に決定したいと思います。今後の細かい文言の調整につきましては、私にご一任いただきたいと思います。ですが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議ありません」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、議題の3つ目に移らせていただきます。3つ目の議題は、中期目標等の改正についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

生産局総務課長 資料3をご参照いただきたいと思います。存じます。

今回お諮りいたしますのは、農業者大学の授業カリキュラム変更に伴う業務方法書の改正、

それと農薬検査所の中期目標等の改正でございます。詳しくは後ほどそれぞれ担当の方からご説明いたしますけれども、今回お示しします改正案は、事務的な作業を並行してやっておりますので、本来であれば文案が固まった段階でお諮りするところでございますけれども、内容につきまして並行してご審議いただきまして、ご意見を賜りたいと存じます。

なお、もしご賛同いただければ、その後の取り扱いにつきましては分科会長に一任という形で処理させていただきたいと存じておりますので、その取り扱い方につきましても、あわせてご審議いただきたいと存じます。

なお、参考のところにちょっと書いてございますけれども、今回は上の2つでございますが、実は今、法律改正を国会に提出しております。その法律が通りました場合には、また中期目標等必要な改正が出てくるものもでございます。それにつきましては、後日またお諮りしたいと思います。

ちなみに、内容を申し上げますと、法律改正等に伴うものとしたしまして、1つはトレーサビリティ法の制定に伴う業務の追加。これは牛のBSEの関係で、牛肉につきまして、生産者段階で今10桁の番号を牛に振っているわけでございますが、これを流通の段階まで、全部はなかなか難しいのですけれども、可能なものにつきましては、流通段階まで表示を義務づけるような制度を今法律改正で考えております。その関係の作業が増えるということでございます。

それから、肥料取締法。これにつきましても、一部、人の健康に影響が出そうなもの、例えばカドミウムが含有されているということが最近新聞等に出ておりますけれども、一部の肥料について規制の措置を設けようとしておりますけれども、そのための業務の追加でございます。

それから、飼料安全法でございますけれども、これも飼料の安全面からの規制を1つ追加しようとしておりまして、その関係の事務がふえてくると考えております。

それから、カルタヘナ担保法云々と書いてございます。これは遺伝子組換えの生物につきまして、それがそれぞれの国の生態系を乱すのではないかとということで、国際的な条約で遺伝子組換えの生物等に関する規制措置の条約がございまして、これが今年の秋ごろには発効するのではないかとされておりまして、それを国内で担保する法律を今、国会に提出しているところでございます。

具体的には、外国から遺伝子組換えの生物等が入ってくる場合に、許可がないものについては水際でチェックする、あるいは国内で流通しているものについて、基準等がきちんと守られているかどうかのチェックをする、そういった業務の一部を我が方の独立行政法人が担うこととなりますので、そういったことの作業がふえるかと思っております。

そのほか、いろいろな予算措置等で食の安全、安心業務についていろいろ重点化を計画しておりますので、そういった内容について必要なものを見直しをしたいと考えております。これにつきましては、また次の会合等でご説明させていただきたいと存じます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまのご説明に対しまして、質問を受けます。どうぞ。

このカルタヘナ担保法制定というのは、具体的に言いますと、どういうものですか。

生産局総務課長 先ほどちょっと申しましたけれども、遺伝子組換え生物等の使用等の規制、こういうことがございまして、議定書が2001年1月に採択されたわけでございます。失礼しました、法律を国会に提出しましたと言っておりますが、3月上旬に国会に提出する予定でございます。

中身は、具体的には、実験ということではなくて、通常の栽培とかを念頭に遺伝子組換え生物を輸出する国は輸入国に事前通告する。輸入国は、そのリスクを評価して、輸入しても構わないかどうかを決定する。それでこの条約を批准した国につきましては、リスク評価によって、特定されたリスクについてそれを規制とか管理とか制御する制度、国内法をつくるといった内容でございます。具体的には、遺伝子組換え生物を輸入して使用しようとする人たちは、事前に大臣の承認を受ける義務がある。

ただ、だれかがもう承認を受けていて、その旨、承認を受けたら公表されますので、だれかがもう既に承認を受けている場合には、その必要はないということでございます。

それと、未承認の生物が輸入されるおそれがあるという場合については、職権で大臣が、問題がある場合には検査を命ずることができる、そういった内容でございます。主として水際でチェックをするというのが主な業務になるうかと思えます。目的は、生物の多様性の確保ということでございますので、よそから遺伝子組換えの生物が入ってくることによって、その国固有の生態系が乱される、そういったことを防ごうということが目的となっております。

以上です。

松本分科会長 わかりました。ほかにございませんでしょうか。

夏目委員 初めてなので少しお伺いさせていただきたいと思えますけれども、例えば今お話のございました中期目標等の改正の2点につきまして、ご案内いただいた文書には大まかなことは載っていたわけですが、その内容については、今日資料がお示しされたのが初めてというふうを受け取ってよろしいのでしょうか。

生産局総務課長 はい。

夏目委員 こういう方法でこれからもなさいますのでしょうか。例えば、私が今日来まして、分科会の資料をいただくまでの約20分間の時間、その間にこの資料を見て判断しなさいというように、何かとても厳しいなというふうに。

松本分科会長 非常に短い時間の中で判断しなきゃいけない。

夏目委員 ええ。その辺が専門的に続くのかどうか。

松本分科会長 今後もそれがずっと続くのかどうか。

生産局総務課長 大変申しわけございません。できれば私ども、今お話にございましたように、大部な資料を今後もチェックしてご審議いただくこととなりますので、できるだけ早く事前にお送りするなり何なりして、今おっしゃったようなことのないようにしたいと思っております。できるだけそういうことで手配させていただきたいと存じます。

松本分科会長 なるべく早い段階に委員の先生方には資料を送らせていただいて、十分ご審議いただく中で、今後も続けていきたいということでございます。

そのほか、どうぞ。 よろしゅうございますか。

それでは、ただいま提案がございました方法でこれからの審議は進めてまいりたいと思います。

生産局総務課長 それでは、今回お諮りしております業務方法書の変更等につきましてご説明させていただきたいと存じます。

農業者大学校理事長 農業者大学校理事長の門脇でございます。

資料3-1にお配りをいたしております「独立行政法人農業者大学校の業務方法書の一部変更について」ということで、ご説明をさせていただきます。

今回、一部変更のお願いを予定していることにつきましては、業務方法書の教育課程に係る部分でございます。この教育課程につきましては中期目標、それから中期計画におきまして、これからの食料・農業・農村の方向等を踏まえたカリキュラム検討、見直しをすることが定められております。

1枚目の一番下にも書いてございますが、そのようなことを踏まえまして、農業者大学校では、学識経験者等で構成する検討委員会を設けまして、検討をして、その結果をいただいております。今回の変更につきましては、これに基づいて行いたいということでございます。

まず「変更の理由」というところでございますけれども、現在、資源の循環的な利用、環境への負荷ということを軽減しようということで、いわゆる循環型社会の構築の流れがございますし、また農産物の国際競争の激化というようないろいろな農業・農村をめぐる情勢がございますけれども、これからの農業・農村の発展という意味では、安全で信頼できる食の供給というのはもち

ろなんですけれども、農業・農村に対する多様な国民の期待にこたえた展開が必要であろうということでございまして、このために、これから地域の農業・農村を担う若者が時代の流れ、そういうものを踏まえて消費者とか国民の期待に積極的にこたえられるように対応することによって、農業経営とか地域の発展を図る、そういうことが重要でありまして、そのような分野につきまして拡充強化をしていきたいということでございます。

そこに書いてございますように、5つの拡充強化したい分野というのがございます。1つが「循環型農業の意義と基本技術」、2番目が「食の安全の確保」、3番目が「マーケティング」、4番目が「地域の資源を活かした農村の活性化」、5番目が「情報技術の農業経営への活用及び情報の発信」ということでございます。

変更の事項につきましては、具体的には2枚目以降にございますけれども、ちょっと細かくなりますので、変更の要点というものをまず申し上げておきたいと思っております。

1つとしては、教科として先ほどの5つの強化したい分野につきまして、教科の新設または既存の教科を区分けし、それぞれの分野の小項目を立てるというようなことで、そういうふうに分野をきちんと教科の中に位置づけまして、その内容を拡充強化するというところでございます。

次に現在の基礎教科について情報活用能力等への対応を強化するということ。それからオリエンテーション教科の動機づけの部分の強化というようにございまして。

それから、このカリキュラムの改善につきましては、15年度に入学する者から適用したいというふうに考えております。

それでは、2枚目にお移りをいただきたいと思っております。業務方法書の第5条が、いわゆる長期農業者教育。これは農業者大学校の場合は、長期農業者教育と果樹研修がございまして、長期農業者教育にかかわる部分の教育課程に関する事項でございまして、それを新しい業務方法書においては、「15年度以降に入学した者に適用する」として、別表1-1をつくりました。

それから、別表1-2は、現行のカリキュラムでございまして、これは14年度以前の入学者、今の1年生、2年生にはこれを適用する。継続性のことがございますので、そうしたいということでございます。

3枚目が、15年度以降に入学した者に適用するという別表1-1でございまして、これがいわゆる改正後のカリキュラムになります。それから、別表1-2が一番最後にございまして、これが14年度以前に入学した者に適用するというので、現行カリキュラムということでございます。3枚目が新しいカリキュラム、4枚目が現行ということ、新旧対照表はおつけしてありませんけれども、新旧の対比がこれでできるということでございます。

中身につきましては、詳しいご説明は省かせていただきますが、先ほど要点のところでも申し上げましたように、別表1-1を見ていただきたいと思います。まず「前期集合教育」というところがございますけれども、その中で「オリエンテーション」というのが教科の一番頭に来ております。

これを、先ほど申し上げましたけれども、3年間の学習の動機づけを強化するという意味で、さまざまな農業者の生き方とか、卒業生の農業の取り組み等、現場の声とか、それから農業の行き方とか理念にかかる部分がある程度ここで強化してやっていきたいという変更でございます。

2番目の「情報・コミュニケーション」は、4枚目の現行のところでは基礎教科というものでございますが、今の情報化、国際化等に対応いたしまして、情報の活用能力とかプレゼンテーション能力、言語とか文章による表現能力を高めるということで、そういう教科を設けております。

それから、「農産」「畜産」と行きまして、「循環型農業」を新しく教科として立てております。これにつきましては、中期集合教育にも「循環型農業」としてございますが、この2年で循環型社会とか循環型農業に対する重要性も含みまして、基礎知識、それから土づくり、施肥あるいは防除といったような技術的な事項等々につきまして勉強してもらおうということです。

3番目の教科の新設として、「食の安全」がございまして、これも前期集合教育、中期集合教育とございまして、「食の安全」につきましては、食の安全の概念とかリスク分析、安全管理システム、それからある程度、生産、流通、加工における安全確保の具体的な方策といった内容のところまで勉強してもらいたいということです。

それから、3つ目が、従来は「経済」1本だったんですが、「経済・経営」と並んで「マーケティング」を小項目として分けたいということでございまして、これは前期、中期、後期、それぞれございまして、マーケティング手法等の基礎的な知識、原理から先進事例研究あるいは自分が将来やりたいようなテーマに沿った講義とか演習というようなものまでつなげたいということでございまして。

それから、次に「農村の活性化」ということで、「社会」の中に分けをしてつくっておりますけれども、これは、農村地域の成り立ちあるいは構造、性格などから、それを踏まえた地域の組織化とか人材の機能分担、合意形成、村おこしといったような、地域の活性化の視点で項目立てをしておりまして、これが主な変更点でございます。

なお、継続される教科につきましても、先ほど申し上げました強化される部分との関連で、一部変更するあるいは教科の内容を明確化するというようなことで、語句の修正等を行っております。

すが、基本的には継続教科については従来のやり方でいきたいと思っております。

なお、教育時間は今3,442時間なんですけれども、この変更によりまして3,502時間、トータルで60時間の増ということをご想定しております。

私どもの学校は基本的には幅広い学習ということで、時代に対応する応用能力を持つ、判断能力を持つというような思想で来ております。新しい時代に対応した、このような教科を強化することによって、その重要性を認識し、また時代に対する感受性をもった上で判断していくというようなことが重要だと思います。このような変更をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

松本分科会長 ありがとうございます。各法人について、それぞれ分けて委員の方々から質問を受けたいと思います。それでは、ただいまの農業者大学校のご説明に対しまして、質問を受けることにいたします。どうぞ。

徳江委員 2点ばかりお尋ねしたいと思っております。この新しい教育課程は平成15年度以降に入学した者に適用するということですから、平成14年度、今進行中の年度にかかわる計画とか予算等については、多分影響ないと思っておりますけれども、その辺の問題が1点。

それから、2点目が、平成15年度以降ですから、現在の中期計画、5カ年ですね。これに対してどのように影響するのかという、この2点ばかり質問させていただきます。

松本分科会長 それでは、その2点について回答をお願いたします。

農業者大学校理事長 まず1点目の15年度から適用することによりまして、予算的にどのような影響を及ぼすかということでございますけれども、初年度につきましては、この変更によりまして、予算的に、経費的に大幅に変更になるということは、一応、我々3年間の編成をしてみまして、余りないということなものですから、特に予算的な措置が必要というようなことは判断しておりませんので、既存の交付金の中で対応できるものと考えております。

それから、中期計画との関係でございますけれども、中期計画におきましては、このカリキュラムの検討につきまして、カリキュラム検討委員会をつくって、その結果でカリキュラムの見直しを行うというふうに書いておりますので、この変更の中身につきましては、その中期計画で定められている中で検討した結果として行うというようなことで、特に中期計画を変更しなければならぬという判断はしておりません。

以上でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

徳江委員 はい、ありがとうございます。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

武田専門委員 今のことと少し関連するかもしれませんが、これは13年度の評価委員会での評価の作業の結果出てきたことか、全く別に、この一番下を書いてありますが、カリキュラム検討委員会というのが別途にあってやられた、そういうことでしょうか。

農業者大学校理事長 このカリキュラム変更は、先ほど若干申し上げました中期計画の中で新しい食料・農業・農村の方向を踏まえて検討委員会をつくって見直しを行うということでございます。そういう意味では、当初の計画を実行したいということでございます。ただ、13年度の評価の中で、カリキュラムの検討については、時代の要請に応じたカリキュラム検討、改正というようなことについては、急いでやるように、ちょっと文言は正確じゃありませんけれども、そのような趣旨のことが指摘をされております。それへの対応という意味でも、急ぎたいということでございます。

松本分科会長 よろしゅうございますでしょうか。そのほか、どうぞ。

この農業者大学校の修業年次は一応3年となっておりますね。

農業者大学校理事長 はい、そうでございます。3年間でございます。入学資格といたしまして、1年間以上の実務の経験というのがその前にございますが、修業年限そのものは3年間でございます。このカリキュラムは、その3年間に対応するものでございます。

松本分科会長 どうぞ、そのほかございませんでしょうか。

手島委員 質問じゃありませんが、意見ですけれども、これは大変結構なことだと思います。特に、新しく5項目のことが書かれておりますが、この中の食の安全とかマーケティングあるいは経営というような、今まで比較的不足がちだったお客様とか消費者の立場から農業というものを見直してみる、そういう視点が加わってくるということが大変いいことなんじゃないかなというふうに思いまして、私は賛成です。

松本分科会長 ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、次に、農薬検査所の中期目標及び中期計画の一部変更について、資料が3 - 2 - 1、3 - 2 - 2というふうに2つございますが、2つとも一度にお願いいたします。

生産局生産資材課長 生産局生産資材課長、竹原と申します。よろしくお願いいたします。

農薬検査所は主な業務が2つございます。1つは、登録を申請されました農薬につきまして、検査をするという業務でございます。もう1つは、今回の無登録農薬事件に代表されますように、不正規に流通されます農薬につきまして立ち入り検査をする、そういう業務でございます。今回はいずれも関係いたしますが、主に後者につきましての関係部分でございます。

変更理由に書いてありますとおり、これはご案内のとおり、昨年の7月末以降、山形県で発覚をいたしましたけれども、無登録農薬が輸入され、販売されたという、そういう事実が判明をいたしました。

結果的に、現時点でわかっておりますのは、44の都道府県で270の業者がこれに関与し、4,000の農家がこれを使っておった。無登録農薬の数として10種類あった。こういうのが現時点でわかっているところでございます。

このようなことを踏まえまして、そのような農薬を使いました生産物につきましては、廃棄等の処分を行ったというような事態が生じました。これを受けまして、前回の臨時国会におきまして急遽、農薬取締法の改正が行われたわけでございます。この法律を受けまして、取り締まりの強化を一層強めるということ、それとその質の向上を図る、そういう担保措置がとられたわけでございます。

その一環といたしまして、特に都道府県の農薬取り締まりの職員につきましては、後で申しますけれども、権限の強化もされ、業務の役割も増えてくる、こういう形でございます。しかしながら、実態を見てみますと、都道府県の職員というのは、ここにも書いてございますけれども、人事異動等もございます。そのようなことから、有する検査の能力というのを一層高めなければならない、そういうような問題が生じておるわけでございます。

これまで農薬検査所は、都道府県の取り締まり職員の研修に関しては、要請により検査所の職員を派遣しまして対応してきたということではございますけれども、このような事態を踏まえまして、中期目標におきまして、検査所みずからがそういう研修を実施するというようなことも明確にしました上で、中期計画につきましても、そのようなことを措置していきたいというのが主な内容でございます。

改正の内容を掲げておりますけれども、 が、先ほど申しましたとおり、研修指導等の業務に、農薬の取り締まりを行う都道府県等職員の検査技能の向上を図るため、研修会を主催する旨を追加するというのが第1点でございます。もう1点は、農薬取締法改正に伴う用語の変更を行うということでございます。

これだけではちょっとわかりづらいので、大変恐縮でございますけれども、口頭でもう少し補足をさせていただきます。

まず、変更の の方から先に説明をさせていただきます。今回の農薬取締法の改正、実は今までは製造業者、輸入業者、販売業者、いわゆる業者に対する規制というものを行っておりました。ところが、今回の無登録農薬で見られますとおり、個人が輸入をした、あるいは業というものを

とっておらない者が無登録農薬を扱っておった、そういうような事態が発覚をいたしましたもの
ですから、今回の改正では、この点を強化いたしまして、製造を行う者、輸入を行う者、販売を
行う者、業ではなく、行う者に対する規制ということで、そういう意味では規制の対象が大幅に
強化された、こういうことでございます。

そういうことでございますので、農薬の登録検査を行う農薬検査所におきましても、業務の対
象を業者からの申請ということではなく、農薬の製造を行う者からの申請、そういうような措置
をとらなければならなくなったというのが、この に掲げております理由でございます。

それから、戻りまして、 に書かれております理由につきましてご説明を申し上げます。今回、
都道府県の権限強化というのが必要なのではないかと。これは地元の都道府県からも強い要請がご
ざいました。そのようなこともありまして、検査の権限というのは、新たに個人も含めて販売者
に拡大をするということと同時に、取り締まり権限、行政処分の権限、無登録農薬の販売が行わ
れました場合の行政処分の権限、これは今まで国しかなかったんですけども、これは同じ都道
府県がみずから立ち入り検査も行うのだから、そういう権利も持たすべきである、そういう強い
意見もございます。そういうことで、法律上そのような措置をとったわけでございます。

それから、もう1つの点でございます。従来から行ってはありました農薬使用者、生産者に対
する規制でございますが、これは今回新たな法律措置を伴いまして、要するに、無登録農薬の使
用につきまして、罰則を伴う措置が講じられましたし、登録農薬につきましても、適正な使用を
行わない生産者に対する罰則を伴います措置が新たに法律で設けられたということで、農薬使用
者に対する規制を強化する、そういうような権限が、これは国も同様ではございますけれども、
都道府県に持たされた、こういうことでございます。

そのような農薬取締法の、ある意味で相当大きな改正というのが行われたわけでありまして、
今後、都道府県の役割というのが大幅に強化されるということでございますので、都道府県の職
員の能力向上とそれに必要な研修というのを、今まで最も経験がございます農薬検査所が主体的
に行うというような措置をとりたいということでございます。

それと、もう1つ、「都道府県等」と書いてあります「等」の意味につきましてご説明をいたし
ます。実は、地方農政局でございます。地方農政局はこれまで、販売業者、使用者に対する立ち
入り検査権限ということだけだったわけですけども、新たに輸入者、製造者に対する立ち入り
権限というのを追加することにいたしました。

これは、要するに業という概念が外れますし、それと、最近流通が多様化しておりますので、
輸入を行って販売を行っている、そこら辺の境目が明確でない、そのようなことも背景にござい

ます。そのようなことで、地方農政局の権限というのも強化をした、こういうことでございます。したがって、そういう職員に対する研修というのも農薬検査所で行いたいということでございます。これが に関する背景、理由の説明でございます。

そういうわけでございまして、次のページ以降が具体的な改正の内容になっております。1ページめくっていただきますと、アンダーラインがございませぬけれども、ここは先ほど申し上げましたとおり、今まですべて「業者」というような書き方をしておりましたものを「製造者」「輸入者」というような書き方に変更いたしております。

2ページ目をおあげいただきたいと思っております。ここが、先ほどの の部分の研修のところでございます。今までは、右の方に、都道府県が主催する研修会に対しまして職員を派遣する、こういう形だったわけですけれども、農薬の取り締まりを行う都道府県等の職員の検査技術の向上を図るための研修会等を主催する、そういうことを新たに追加したということでございます。

これが基本目標の方でございませぬけれども、次のページ以降、これを踏まえました中期計画につきましても、これと呼応いたします形で同様の改正をさせていただきたいというふうに考えております。中身は同じでございますので、説明は省略させていただきます。これが、中期目標、中期計画につきましますものの説明でございます。

次に、もう1つ、資料3-2-2でございませぬが、農薬検査所の業務方法書の一部変更についてということでございます。

1ページ目に、変更の項目ということで書いてございます。第1点目は、先ほどと全く同じでございます。製造業者、輸入業者、販売業者という用語を次のように改めるということでございます。

それから、2は、これまでに書いていなかったこととございませぬけれども、今回、いろいろ各地で無登録農薬が発生いたしました。無登録農薬、やはり登録されておられませんから、中身につきまして、本当にこれがどういうものなのか、不純物はどういうものが含まれているのか、これは当然のことながら検査をしなければなりません。今回の経験でございませぬけれども、一時にたくさん、農薬検査所にそういうものが集まってきたという状況がございませぬ。したがって、今後そのようなことがもし仮に起こった場合に、この検査、分析というものを円滑に進めるために、農薬検査所はみずから検査を行うことにしておりましたけれども、一部につきまして委託ができる、そういうような措置を業務方法書の中で起こしていただきたいというのが2点目でございます。

3点目は、先ほどの研修の関係でございませぬ。研修の関係で、新たにみずから研修を行うこと

を措置するために必要な措置を業務方法書の中で修正させていただきたいということでございます。

以下、細かい条項の移動とか文言の修正とか、それぞれございますけれども、ややテクニカルなところもございますし、内容的には今申し上げましたようなことでございますので、説明は、もし必要がありましたらいたしますけれども、省略をさせていただきます。

私の方からは以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答の時間に入ります。どうぞ。

松井専門委員 検査の一部を委託するということですが、この委託先というのはどのようなところを想定なさっているのでしょうか。

農薬検査所理事長 お答えいたします。農薬検査所の理事長をしております柿本でございますが、検査の、要するにどういう内容を委託するか、例えば分析とか、主としてそれを中心に考えておりますが、そのときに、まだ詳細はこれから検討ということですが、基本的な考え方としては分析技術ということであれば、そのものについての分析能力、それから、この資料でも出ておりますG L P、グッド・ラボラトリー・プラクティス、こういう優良試験所規範あるいはその分析機関の分析能力について一定のライセンスに近い認定能力を持っているというようなことが、まず基本的に技術的な問題としては重要になります。ある特定の農薬についての分析能力を持っているか、そういうことが基本的な基準の考え方になるかと思えますし、そういう目で見れば、基本的には、例えば、コントラクト・ラボ、いろんな試験をやっているある農薬の毒性試験あるいは環境影響試験をやっているようなコントラクト・ラボというのが日本全国にもございますし、そのリストを我々持っております。そういうようなところが、最初としてはイメージとして出てくる機関だろうというふうに考えております。よろしゅうございますか。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

手島委員 先ほどいろいろご説明のあったところなんですけど、輸入者というふうにしたということで、実際に事件が起きたときは、輸入した人がやっぱりいろいろ、各農家に販売したりなんかしていたんだと思うんですけども、最近よくありますように、農薬を実際にお使いになる方が個人輸入のような格好で輸入をしたようなものというのも考えられると思うんですけども、そういうものも今度の改正でいけばカバーできるわけですね。

生産局生産資材課長 全くおっしゃるとおりでございます。今回、個人輸入でやられる方も法規制の対象ということになります。

手島委員 わかりました。

松本分科会長 どうぞ、そのほか。ございませんか。

どうもいろいろご意見ありがとうございました。

独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校の中期目標、中期計画、それから業務方法書の改正につきましては、今回の案で皆様方のご了承がいただけるものと考えますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

松本分科会長 それでは、当分科会といたしまして、この方向で了承するという事に決定をいたします。今後の取り扱いにつきましては、私にご一任いただきたいと思います。これもお認めいただきたいと思います。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、昨年でございますが、7月16日の第3回独立行政法人評価委員会における取り決めによりまして、本日の当分科会の議決をもちまして、独立行政法人評価委員会としての決議となりますので、念のために申し上げておきます。

それでは、次に、「その他」の議題として資料4でございますが、前回の会議でお諮りいたしました独立行政法人家畜改良センターの目的積立金の件に関する申請結果についての報告。そして、平成15年10月に新たに発足いたします独立行政法人の担当分科会について。そして、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に関する対処方針についての3件でございます。

それでは、まず目的積立金の申請結果について、家畜改良センターの方よりご報告をお願いいたします。

家畜改良センター理事長 家畜改良センターの理事長をやっております南波でございます。よろしくお願いたします。

この目的積立金につきましては、昨年9月に開催されました第7回の農業分科会において、1時間近くのお時間ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。資料ナンバーでは4でございますが、これに沿って結果報告をさせていただきます。

まず、1番目ですけれども、昨年9月に提出いたしました13年度決算において計上した当期利益額1億6,935万円のうち3,463万円を、いわゆる経営努力から得た利益として通則法にいう目的積立金として処分したいという案を提出させていただきました。

次の別添1に、当日の財務諸表の中の利益処分案を添付しております。

しかし、2番目ですけれども、当処分案については、9月時点でまだ財務省との協議を行って

いないということもありましたことから、その後の経過を逐次分科会の各委員先生に報告するとともに、その後、松本会長と相談の上、手続を進めることとしていただいたわけでございます。

3番目に、財務省との協議ですけれども、他省庁であるとか、あるいは農林関係のほかの独立行政法人との整合性を図るということで、目的積立金の必要条件として から に掲げる4点を満足させることと整理されたところであります。

番目は、まさに法律の趣旨であります経営努力によるものであること。それから、 番目は、交付金から利益が生じていないこと。そして、 番目が、自己収入が予算額を上回っていること。そして、 番目、目的積立金に対応する現金、預金があることということでございます。

4. にまいりまして、当初処分案3,463万円ですけれども、上記 から のうち、 、 については条件を満たしておりました。しかし、 の経営努力という点から見ますと、施設整備費の補助金から仮設道路として充当した費用、250万円ほどですが、この額は目的積立金から除外すべきという指摘がございました。

また、 、これは19万5,000円ほどですけれども、目的積立金に対応する現金としているということで、これを除く。最終的には、それら2つを除きました3,195万、正確には4,949円が目的積立金として算出されたところでございます。

5番目、経過でございます。昨年12月に生産局の総務課より、委員の先生皆様に、文書により報告いたしますとともに、松本会長のご了承をいただいた上で、平成14年12月6日付をもって農林水産大臣から承認を受けたところであります。詳細については、3枚目に添付しております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして質問を受けます。どうぞ、ございませんか。——それでは、ございませんでしたら、ただいまのご説明に対しましてご了承をお願いしたいと思います。

続きまして、新たに設立される独立行政法人の担当分科会の件について、事務局より説明をお願いいたします。

生産局総務課長 資料5をご覧くださいと存じます。1枚紙でございますけれども、「平成15年10月に設立される独立行政法人の担当分科会について」ということでございます。

昨年の秋の臨時国会におきまして、特殊法人等を独立行政法人化する法律が成立しております。本年の10月1日をもちまして新しく独立行政法人として、我が省の関係では6法人が追加になることとなっております。右側の方に書いてございますが、農畜産業振興機構から下の方まで入れ

まして、6つを新しく設立することになっております。ちなみに、括弧で書いてございますのは、当省以外の役所が主管でございますので、そちらの方の評価委員会が主としてご審議され、私どもの方に意見を聞くという形になるということで、中心的に処理するものではないという意味で括弧をつけているところでございます。

ちなみに、農業関係で申しますと、その4つでございます。農畜産業振興機構。これは現在、特殊法人で農畜産業振興事業団というのがございます。これは畜産物とかてん菜、サトウキビ、いわゆる甘味資源でございます。それから、蚕の関係でございますけれども、そういったものの価格安定業務等々をやっている特殊法人でございます。それと、野菜の価格安定をやっております認可法人で野菜供給安定基金というのがございまして、それらを合併いたしまして、農畜産業振興機構ということになるものでございます。

それから、農業者年金基金につきましては、農業者の年金でございまして、国民年金以外に、農業者の方々の年金制度ということでございます。単なる福祉的な観点だけではなくて、これにつきましては、いわゆる規模拡大といった政策的な色彩もございまして、農業者の年金の団体がございます。

それから、3つ目が、農林漁業信用基金ということでございまして、いろんな金融制度がございますけれども、融資に対する保証ということで、中小企業等々にも保証協会等がございますけれども、農林、漁業につきましても保証協会が各県にございまして、その言ってみれば再保険をするような団体がございます。これが農林漁業信用基金でございます。

それから、括弧して書いてございます水資源機構。これは水源開発ということで、農業用水、いわゆる人の飲む水、それから工業用水等、そういったダム等の開発とかあるいはメンテナンスをやっている特殊法人がございまして、こういったものが新しく独立行政法人になるということでございます。それで、今申しました4法人につきまして、農業分科会の方で担当していただくということで、先ほど全体会議の中でご了承いただいたところでございます。

なお、新しく4法人増えますので、現在の委員あるいは専門委員の皆様方に加えまして、臨時委員という方で、あと何人かの方々にご審議に加わっていただくことを私ども検討しております。したがって、これにつきましては、従来の独立行政法人のご審議、14年度のご審議と並行して、私ども、この新しく加わるものにつきまして、今作業等々を進めておりますので、具体的な中期目標等、どういったものにするかとか、あるいは15年度の評価制度をどういったものにしていくかということにつきましては、今回はちょっとお示しできませんけれども、次回以降の分科会において、またご相談させていただきたいと存じます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして質問を受けます。どうぞ。

ございませんか。

徳江委員 今までとはちょっと違った新しい性格の法人が入ってまいりますので、具体的に、今まで私ども農業分科会は、例えば私どもは種苗管理センターを担当しておりますが、今度新しく追加される法人を担当するのは、新しい臨時委員という方がそれをご担当するというふうに理解してよろしいですか。あるいは、私どもがまたもう1つ追加担当するのでしょうか。これは年金基金でも、現在、年金制度全般に渡って検討されています。それから、厚生年金基金等は廃止の方向に行っているようなものですから、問題をたくさん抱えていると考えられますし、また保証協会に該当する信用基金も一般的に不良債権等を含めて問題を抱えていると思われるものですから、その作業というのはかなり難しい面も迎えるんじゃないかな、そういう意味でちょっとお尋ねします。

生産局総務課長 おっしゃるとおり、年金とか、それぞれいろいろ問題はございます。ただ、今申されましたけれども、臨時委員の方だけでご審議いただくというのは、制度的になかなか困難でございますので、また新しく加わるものにつきましては、非常に申しわけございませんけれども、委員の方々にまたご分担いただきたいと存じます。ただ、昨年来もいろいろご指摘受けましたけれども、それと夏目委員からもございましたけれども、数がふえますので、事前の資料の準備なり、いろいろご注文を承って、できるだけご負担をかけないように最大限努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

徳江委員 それではお願いですけれども、今ご説明ありましたように、資料ですね。例えば、現段階でも業務の内容は理解しておいた方がよろしいと思っておりますので、早目早目にひとつ、事前に勉強をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

生産局総務課長 今ご指摘ございましたけれども、この4つの法人につきまして、現時点でどういった仕事をしているかという基本的な情報でございますけれども、また委員の皆さんに送らせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

ございませんでしたら、次の議題に入ります。

次は、資料6についてでございます。「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に関する対処方針について」でございます。

昨年12月までに総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の方より、第1次意見、第2次意見として、当省の独立行政法人評価委員会に対して2度の意見が提出されたところでございます。提出された意見については、既に事務局より各委員の先生方に送付されているところでございますけれども、農業分科会全体の対処の方向としては、事務局側と協議し、資料6のように取りまとめさせていただきます。

個別具体的な対応方法につきましては、各法人ごとに事情も異なりますので、全体的な方向に沿って、各法人ごとの評価基準を見直す。この際に、各プロジェクトチームにおいてご議論いただきたいと思っております。

それでは、資料6について、これは取りまとめを行ったものでございますが、何か付加的な説明はございませんか。特にございませんか。総務省の政策評価につきましては、評価委員会委員の中から何かあまり内情がよくわかっていないのに、非常に僭越な、あるいは場合によっては加圧的に意見を述べられるということで、かなり批判的な意見を持っていらっしゃる先生方がいらっしゃるしまして、私もそのとおりでございますが、何しろ評価委員の総務省にとりましては、そういうことは別はないとしても、今後もこのような我が農林水産省の独立行政法人に対しては、いろいろ意見の具申がある、あるいは注文がある、こういうことがございますので、資料6を一度ご覧いただいて、彼らがどういう評価をしたのか、あるいはどういう意見を持っているのか、こういうことをお考えいただければ、そういうふうになっております。

本日予定の議題もこれですべて終了したわけでございますが、そのほか、何かございませんでしょうか。

では、事務局から連絡事項がございますので、よろしくお願いたします。

ごめんなさい。本日お配りしました独立行政法人農業者大学校役員給与の規程の一部改正についてでございます。これについてご説明をお願いいたします。

農業者大学校理事長 ここにお配りをいたしておりますのは、昨年の12月1日付で私どもの農業者大学校の役員給与規程の一部を改正いたしましたが、その中で新旧対照表について誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

その内容は、独立行政法人農業者大学校役員給与規程の一部改正新旧対照表でございまして、改正後の第10条第1項第1号の監事の手当の額を誤って、改正後2万9,700円としておりましたが、正しくは2万9,300円でございます。ここに訂正をしておわびを申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

松本分科会長 ただいまの給与に関する規程の一部改正についてご質問ございませんでしょうか

か。——よろしゅうございますか。

それでは、一部改正ということでご承認をお願いしたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございますので、よろしくお願いたします。

生産局総務課長 次回の開催予定でございますけれども、先ほどご議論いただきましたスケジュールに沿いまして、5月中、下旬ぐらいをめどに開催いたしたいと思っております。具体的な日程につきましては、また調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、2点目でございますけれども、本日、粗食でございますけれども、昼食を用意しておりますので、用意が整うまでこの場でしばらくお待ちいただきたいと存じます。

以上でございます。

夏目委員 すみません。議事が終わってしまって申しわけないんですけども、今の件で、資料の別紙の方の改正前は監事が3万円になっていて、今、表に出されたのは2万9,700円なんですけれども、この数字はどちらが正しいのでしょうか。

農業者大学校理事長 2枚目の新旧対照表でございますけれども、改正前が3万円でございます。改正後、正しくは、その表そのものは改正後2万9,300円というふうになっておりますが、実は誤って、12月1日付けでつけました新旧対照表には、その3万円が2万9,700円になっていましたものですから、新のところが間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

夏目委員 ありがとうございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。そのほか、ご質問ございませんか。

それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第8回の農業分科会をこれにて閉会させていただきます。委員の先生方、並びに専門委員の先生方には大変お忙しいところ、またご熱心なご発言、ご審議を頂戴いたしまして、まことにありがとうございました。

それでは、これで閉会といたします。

————— 了 —————